

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2025年 6月 26日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県田原市白浜二号1番3	
氏 名 東京製鐵株式会社 田原工場	
常務執行役員工場長 國米博之	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0531-24-0810	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東京製鐵株式会社 田原工場
事業場の所在地	愛知県田原市白浜二号1番3
計画期間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	22：鉄鋼業
② 事業の規模	製品出荷額：89,205,182 万円
③ 従業員数	269人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	鋳さい→処理業者に委託し、コンクリート用骨材及び路盤材、再生盛土材として再資源化 がれき屑→処理業者に委託し、路盤材として再資源化及び埋立て処分 木くず、廃油→処理業者に委託し、燃料等として再資源化 ガラス・陶磁器くず→処理業者に委託し、破碎後埋立て処分 等

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社

中央環境委員会（委員長：社長， 委員：各工場長）

田原工場環境委員会（委員長：工場長）

環境管理責任者

各部課長

事務局：安全環境課

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	ガラス・陶磁器くず
	排出量	112, 934 t	5, 342 t	97 t	32 t	4 t
	(これまでに実施した取組)					
	製造方法の最適化、分別管理及びリユースの徹底。					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	ガラス・陶磁器くず
	排出量	119, 184 t	7, 314 t	100 t	100 t	5 t
	(今後実施する予定の取組)					
	継続して、製造方法の最適化、分別管理及びリユースの徹底等により発生抑制に努める。					

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋳さい, がれき類, 木くず, 廃油, ガラス・陶磁器くずは、それぞれ分別し、所定の置場に保管している。また、有価物の分別を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 継続して、分別管理を徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無し	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無し	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	無し	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	無し	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	無し				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t		t		
	(これまでに実施した取組) 無し					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	無し				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t		t		
	(今後実施する予定の取組) 無し					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
① 現状	【前年度（ 2024年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	ガラス陶磁器くず
	全 処 理 委 託 量	112,934 t	5,342 t	97 t	32 t	4 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	3,482 t	3,847 t	97 t	32 t	4 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	109,354 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 適正な処理を担保する為、処理委託業者への定期的な現地確認を行った。					

②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	鋳さい	がれき類	木くず	廃油	ガラス 陶磁器 くず
	全 処 理 委 託 量	119,184 t	7,314 t	100 t	100 t	5 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	119,184 t	7,314 t	100 t	100 t	5 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)					
	適正な処理を担保する為、処理委託業者への定期的な現地確認を継続する。					
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。